

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費の状況

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

岩泉町の令和6年度一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	127,020 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費	1,605,836 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

単位:千円

施 策 区 分	令和6年度一般 会計決算のうち 社会保障施策に 要する経費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引き上げ分の 地方消費税	そ の 他
1 総 合 福 祉	39,190	18,220	200	0	2,524	18,246
2 医 療	416,400	98,227	10,100	44,187	32,071	231,815
3 介 護 ・ 高 齢 者 福 祉	77,691	1,790	8,000	50	8,247	59,604
4 子 ども ・ 子 育 て	687,409	76,401	0	7,469	73,350	530,189
5 障 が い 者 福 祉	376,490	293,041	0	0	10,142	73,307
6 貧 困 ・ 格 差 対 策 等	8,656	3,010	0	0	686	4,960
合 計	1,605,836	490,689	18,300	51,706	127,020	918,121

※ 総務省『社会保障施策に要する経費』に関する調査区分により分類しています。